

らくらくEDR 契約条項

第1章 総 則

第1条 (目的)

株式会社大塚商会 (以下「弊社」といいます) は契約者に対し、以下の利用約款 (以下「本約款」といいます) に基づき、本サービスを提供します。

第2条 (本約款の範囲)

本約款は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、契約者は本約款に則って本サービスを利用するものとし、

第3条 (本約款の変更)

弊社は、提供元がEDR機能の内容を変更した場合等、本サービスおよび本約款を随時変更することができるものとし、
2. 当該変更内容 (利用料金その他の提供条件を含みます) は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとし、なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとし、

第4条 (用語の定義)

本約款において、用語の定義は次の通りとします。

- ① 「提供元」とは、弊社がCloudHXサービスのEDR機能の提供を受けるFireEye社をいいます。
- ② 「本サービス」とは、第16条 (サービスの内容) 記載のサービスをいいます。
- ③ 「利用契約」とは、本約款に基づき弊社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。

第2章 契約

第5条 (利用契約の申込方法)

申込者は、本約款に同意することを条件として、本サービスを利用することができるものとし、
2. 申込者が、本約款に同意する場合、所定の利用申込書に記名捺印し (別途弊社が定める利用申込方法に対する承諾の意思表示を含みます)、弊社に提出するものとし、
3. 利用契約は、前項の利用申込書の内容を弊社が確認した時に成立するものとし、
4. 前各項の規定にかかわらず、申込者は、本約款に同意することを条件として、弊社のWebページの申込画面に入力することにより、本サービスを利用することができるものとし、

第3章 契約者の義務

第6条 (変更の届出)

契約者は、所定の利用申込書により弊社に申告した内容に変更があった場合、すみやかに、弊社に届け出るものとし、
2. 弊社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとし、

第7条 (契約単位または条件)

契約期間の始期はインターネット上の弊社所定のWebページに掲載されます「契約内容情報」の利用開始日とし、
2. 契約期間の終期は、弊社と契約者が合意した日とし、
3. 本サービスの契約単位はエージェントをインストールするPC・サーバー台数になります。
4. 契約数を超過してエージェントをインストールすることはできません。超過が判明した場合は、弊社より契約者へ状況確認の連絡を実施する場合があります。
5. 利用数実績に応じて、契約者はインターネット上の弊社所定のWebページにて契約数を変更するものとし、

第4章 利用料金

第8条 (利用料金)

契約者は、本サービスの利用料金を、所定の利用申込書に定める算定方式および支払条件に基づいて、弊社に支払うものとし、

第9条 (料金等の支払義務)

契約者は、第8条の料金を支払う義務を負います。
2. 第23条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第10条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により弊社が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとし、支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または弊社が指定する期日、方法によります。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、

第11条 (割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととし、

第12条 (延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うこととし、

第13条 (割増金等の支払方法)

第11条および第12条の支払いについては、弊社が指定する方法により支払うものとし、

第14条 (消費税)

契約者が弊社に対し本サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとし、

第15条 (端数処理)

弊社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第5章 サービス内容

第16条(サービス内容)

本サービスの内容は、以下の通りとします。

①EDR(Endpoint Detection and Response)機能提供

契約者の対象のPC・サーバーにインストールする、提供元のCloudHXサービスのEDR機能を利用し、不正プログラムや侵入の痕跡を記録し、脅威を検知・防御する機能を提供します。

②メール通知サービス

EDR機能によって検知した内容を弊社で分析し、必要に応じてメールにて通知します。

③運用代行サービス

EDR管理サーバーの参照・操作・設定は弊社が行い、契約者からの依頼に基づき、EDRの運用代行をします。(危険な端末の隔離、侵入経路の調査、システム改変やファイル操作を調査、ウイルス検体解析支援、パターンファイル更新支援、他端末に対し同じ脅威の有無を調査、作業内容報告 など)

第17条(本サービスの提供条件)

メール通知サービスでは、分析対象データは、提供するEDR機能のセキュリティイベント(以下、契約条項内において単に「ログ」といいます)のみとなります。

2. 本サービスでは、サービス提供上、弊社がログを保管する提供元のデータセンターからログを送受信します。契約者は、このログの送受信に同意するものとします。

3. 本サービスにおける分析および通知は、契約者単位で行います。

4. 通知サービスのための通知先として、契約者が指定する通知先メールアドレスの登録が必要です。

5. 通知サービスのための通知先として、契約者を担当する弊社のエンジニアへの同報メールの設定を行う場合があります。

6. 本サービスにてウイルス検体解析を行う際には、契約者より弊社へウイルス検体を提供する必要があります。契約者はウイルス検体の提供に同意するものとします。

第18条(サービス内容に関する注意事項)

本サービスの利用にあたり、エージェントがインストールされ管理対象となる全てのPC・サーバーがインターネットに接続できる必要があります。

2. 本サービスに以下の内容は含まれません。

①ハードウェアやOS、ネットワークなど、本サービスで提供されるエージェントに関わらない内容の問い合わせ対応。

②OS、データ復旧。

③管理対象となるPC・サーバーにインストールされたエージェントから出力されるログの保管。

④訪問作業。

⑤ウイルス駆除作業。

3. 本サービスの開始にあたり、以下の作業は契約者の作業となります。弊社が作業する場合は、別途有償にて提供します。

①対象PC・サーバーへのエージェントのインストール。

②通知サービスのための通知先として、契約者が指定する通知先メールアドレスの弊社への提供。

4. 本サービスで対象のPC・サーバーにインストールして利用できるエージェント数は1台から契約台数までとなります。契約台数以上のクライアントに対して本サービスを利用する場合は、追加利用台数分を追加契約してください。

5. 弊社は、弊社が推奨する動作環境においてのみ、本サービスが動作することを保証するものとします。動作環境に関する制限の内容については、本サービスのバージョンアップ時に随時更新されるものとします。

6. 本サービスで調査されたPC・サーバーセキュリティ状況の結果は、契約者自身により通知メールにて確認してください。

7. 本サービスで弊社は提供元のEDR管理サーバーの設備を利用します。弊社は提供元に対し、機密情報の管理を徹底するものとします。

第19条(免責)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める事項について、予め承諾するものとします。

①本サービスは、あらゆるセキュリティリスクからのクライアントの検知・防御・調査の完全性を保証するものではありません。弊社は、セキュリティリスクによる契約者の損害に対して、一切責任を負わないものとします。

②弊社は、本サービスの内容および仕様を将来に渡って保証するものではありません。

③弊社は、その他いかなる事由でも、対象製品のログが当該データセンターで送受信できない場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第20条(Microsoft Azureに関する利用条件)

本サービスでは、Microsoft Azureを使用するため、本サービスでMicrosoft Azureを利用する部分については、マイクロソフト社が定める「Microsoft Azureの法的情報」と以下の条件が適用されます。

①弊社の分析環境はマイクロソフト社の管理するサーバーにあります。データの消失、漏えいおよび改竄等が発生した場合、マイクロソフト社および弊社はいかなる責任も負わないものとします。

②マイクロソフト社は、サービスの提供上相当な理由があるとき、または法的要件の遵守のために必要とされるとき、マイクロソフト社またはマイクロソフト社の関連会社、下請け業者がサービスを提供またはサポートするための施設を保有するいかなる国にも契約者の情報を転送し、当該国において保存または処理することができます。

③マイクロソフト社は、契約者にサービスを提供するためにのみ契約者の情報を使用します。この使用には、本サービスの運用に関する問題を防止、発見および修正するためのトラブルシューティングが含まれる場合があります。さらに、ユーザーに対する脅威を発見し防止するための機能の改善が含まれる場合があります。

④国内外の法令により求められる場合を除き、マイクロソフト社および弊社が契約者のログを第三者(法執行機関、他の政府機関またはマイクロソフト社および弊社の下請け業者を除く民事の訴訟当事者を含む)に開示することはありません。

⑤マイクロソフト社は、一部のサービスを他社に委託することができます。

⑥Microsoft Azureがメンテナンス、または障害によってサービスを停止した場合に、弊社はその責任を負わないものとします。

⑦弊社は、Microsoft Azureの仕様変更により、本サービスの機能が利用できなくなった場合にはいかなる責任も負わないものとします。

⑧データセンターのセキュリティを確保するため、契約者はいかなる場合でもマイクロソフト社のデータセンターに立ち入ることはできません。

⑨その他、本サービスにてMicrosoft Azureを使用する部分については、Microsoft Azureの使用条件およびプライバシーに関する声明などのマイクロソフト社が定める「Microsoft Azureの法的情報」と本約款に相違がある場合、本約款が優先されるものとします。

第21条(情報の提供)

契約者は、本サービスの利用にあたり、弊社に対して、通知用のメールアドレスを提供するものとします。弊社に連絡された契約者のメールアドレスはメール通知の他、サポート対応、弊社からの本サービスに係るお知らせに使用します。

2. 契約者は、弊社から本サービスの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。

3. 契約者は、本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、ただちにその旨を弊社に通知するものとします。

第22条(本サービスの提供時間)

電話受付時間帯: 月～金 9:00～19:00(土日祝祭日、弊社休業日を除く)

提供時間…24時間365日。ただし、弊社および提供元が定めるメンテナンス時間は、サービスを休止します。

第23条（本サービスの利用停止および一時中断）

弊社は、契約者が次の各号に該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を直ちに停止することができるものとします。なお、本条に基づく本サービスの停止に起因して、契約者に損害等が生じた場合においても、弊社は責任を負いません。脅威を検知・防御する機能を提供します。

- ①利用契約に違反している、または違反するおそれが高いと判断した場合。
 - ②違法または明らかに公序良俗に反する態様にて、本サービスを利用していると判断した場合。
 - ③本サービスの利用に支障がある、または支障があるおそれがあると判断した場合。
 - ④弊社、提供元または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するおそれがあると判断した場合。
2. 弊社は、次の各号に該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することができるものとします。なお、中断中は本サービスの全部または一部を契約者が使用できなくなることについて、契約者は異議なく承諾するものとし、本条に基づく本サービスの中断に起因して、契約者に損害等が生じた場合においても、弊社は責任を負いません。
- ①天災事変その他の非常事態が発生もしくは発生する恐れがあると判断した場合。
 - ②本サービスに関わる保守または工事を実施する必要がある場合。
 - ③本サービスに関わる障害が発生した場合。
 - ④本サービスに関わるメンテナンス作業に伴い、一時中断する必要があると判断した場合。ただし、メンテナンス作業に伴い一時中断する場合、弊社は、契約者に対し、あらかじめその理由、実施期日および期間を通知するものとし、緊急性が高いと弊社が判断した場合はこの限りではないものとします。
 - ⑤オンサイトサービスによる作業を実施している場合。
 - ⑥その他、弊社が本サービスを一時中断するに足ると判断される事由がある場合。

第24条（サービスの廃止）

弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第6章 契約の解除

第25条（弊社による利用契約の解除）

弊社は、第22条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。

2. 弊社は、契約者が第22条第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。
3. 弊社は、契約者が、本サービスの利用代金について、支払期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。
4. 弊社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。
5. 弊社は、契約者が次の各号のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
 - ①本約款の条項に違反したとき。
 - ②手形または小切手の不渡りが発生したとき。
 - ③差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
 - ④破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき。
 - ⑤前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - ⑥合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合。
 - ⑦解散または営業停止となったとき。
 - ⑧本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、弊社に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき。
 - ⑨その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき。
6. 契約者は、前項各号のいずれか一つにでも該当した場合には、弊社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

第26条（契約者による利用契約の解除）

契約者は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに、所定の書式または専用のウェブサイトにより、その旨を弊社に通知するものとします。解除は1ヶ月単位とし、日割清算はしません。ただし、解除されたサービスに該当する利用料金がすでに支払われている場合は、弊社は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

第7章 損害賠償

第27条（免責）

弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生したときから起算して90日を経過した後は、応じられません。

2. 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。
3. 弊社は、契約者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証しないものとします。
4. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決し、弊社に損害を与えないものとします。

第28条（損害賠償の範囲）

本サービスに関して、弊社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、弊社の責に帰すべき事由によりまたは弊社が本約款に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、以下に定める額を超えないものとします。なお、弊社または提供元の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社または提供元の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、弊社および提供元は賠償責任を負わないものとします。

- ①当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - ②当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上であるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1月末満は切捨て）にて発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - ③前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額
2. 弊社は、本サービスの提供に関し、前項および第31条第4項に規定された場合を除き、契約者に発生したいかなる損害に対して何ら責任も負いません。
 3. 契約者が本約款に違反したまたは不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
 4. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

第8章 秘密保持

第29条 (秘密保持義務)

契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。

2. 前項にかかわらず、契約者および弊社は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。

3. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。

①開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。

②開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。

③第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

④相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

4. 契約者および弊社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

第30条 (本サービスにおけるログの統計情報利用)

本サービス提供のために、契約者は、本サービスの契約者すべてのログから集計された統計データの一部として、弊社がログを使用することに同意するものとします。なお、ログには、検知した脅威と感染に関する情報、デバイスのオンライン活動に関する情報を含みます。

第31条 (本サービスにおけるメールの開示禁止)

契約者は、検知されたセキュリティリスクを調査するために専門の調査会社に依頼する場合を除き、本サービスで弊社が提供するメールに記載された内容を第三者に開示、漏洩しないものとします。

第9章 雑則

第32条 (サービス提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第33条 (問い合わせ窓口)

契約者は本サービスに関する問い合わせを弊社が別途指定する窓口に対して行うものとします。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された日本語の問い合わせに対してのみ行うものとします。なお、問い合わせ内容によっては、お答えできないものがあります。

第34条 (権利の譲渡等の制限)

本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第35条 (知的財産権)

本サービスにより弊社または提供元が契約者に対して提供するプログラム、操作マニュアル、技術ドキュメント等のすべての著作物、著作権、営業秘密、その他一切の知的財産権は、弊社または提供元に帰属します。

2. 契約者は、本サービスにより弊社または提供元から提供されたプログラム、操作マニュアル、技術ドキュメント等のすべての著作物について、弊社または提供元の明示的な許可なく、複製、改変、削除等著作権者の権利を侵害する用途に利用することはできません。

3. 契約者は、利用契約終了後、弊社または提供元が要求する場合、弊社または提供元から提供されたプログラム、操作マニュアル、技術ドキュメント等に対し、消去、返却、裁断もしくは消却などの必要な機密漏洩防止措置を講じるものとします。

第36条 (バックアップ)

契約者は、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、自らの責任でバックアップを保存するものとし、弊社および提供元は、かかるデータ等の保存、保管およびバックアップに関して、一切の責任を負わないものとします。

第37条 (反社会的勢力の排除)

契約者および弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。

2. 契約者および弊社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

第38条 (準拠法)

利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第39条 (合意管轄)

利用契約および本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。